

西宮市管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業実施要綱

(目的)

第1条 介護人材の不足が課題となるなか、介護職員が安心して働き続けられる環境整備を進めるための方策の普及・促進を目的として本事業を実施する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業実施の全部又は一部を市長が適切に実施できると認める事業者等に委託して実施することができるものとする。

(実施内容)

第3条 第1条に掲げる目的を達成するために、介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等））の理解促進や女性が働き続けることのできる職場づくりの推進、ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及など、介護職員が安心して働き続けられる環境整備を進めるため具体的方策についての合同説明会等を行うものとする。

(対象者)

第4条 西宮市に所在する介護保険サービス事業所に勤務する管理者等で、参加を希望する者とする。

(費用)

第5条 参加費用は無料とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。